

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「独自の商品を創造し、社会に貢献する」ことを経営理念に掲げ、企業活動を通じて社会的責任を果たすとの認識の上にたち、企業規模に即した組織運営と経営執行に努めております。その具現は、経営内容の透明性の進展、取締役会の迅速な意思決定を重視しつつ企業価値を高める経営を目指し、業務執行事案の審議をつくっております。

コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題であると認識しており、企業倫理に基づく行動を進めながら信頼される企業を目指し、効率的な事業活動を推進していくこととしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1－2. 株主総会における権利行使】

【補充原則1－2－2】

招集通知発送前に、招集通知に記載する情報を電子的に公開することを実施しておりませんが、株主分布状況等を鑑み検討しております。

【補充原則4－1－2. 取締役会の役割・責務(1)】

当社の主力である合板機械事業での大型機械は全て受注生産であることから、受注から売上に至るまでには長期間の納期が必要であることや、諸般の事情により機械を納入出来ないといった不確定要素が多くある状況のため、それら不確定要素を次期以降の計画に反映させることが難しい状況ではありますが、改善できるよう努力しております。

【原則4－2. 取締役会の役割・責務(2)】

【補充原則4－2－1】

経営陣のインセンティブについては、安定的な経営を確立することが優先課題となっており、今後の課題として取り組んでまいります。

【原則4－11. 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

監査等委員に会計士、税理士等の資格を有している者はありませんが、社外監査等委員の2名とも、長年の会社経営経験から十分な財務知識を持ち合わせていること、内部監査室との連携において監督機能は有効に機能すると考えております。また、当社が最も重要視するのは、物づくり企業としての的確な意見や監督であるため、役員数等も鑑み現体制としております。

【補充原則4－11－3】

年1回以上実施する役員合宿において、役員個人の業務執行状況を役員会に報告するとともに、役員会の実効性について検証を行っております。

ただし、具体的な手法およびその結果の総括方法ならびにその開示方法は整備できておらず、整備に向けて取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

当社は、良好な取引関係の維持発展、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持などを目的に政策保有株式を保有する事としております。

新たに保有する場合には、業務上のメリットがあるかを役員会で協議し決定する事としております。

議決権の行使に当たっては、対象議案が株主として不利益を被る可能性がないか勘案し、議案に対する賛否を判断致します。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社が、当社グループ役員や主要株主と取引を行う場合には、事前に取締役会に報告・承認を得たうえで実施するようにしております。

また、総務部内の経理担当者が月次ベースでチェックするとともに、内部統制監査において不適切な取引が行われていないか点検しております。

【原則3－1－1. 情報開示の充実】

当社は、「英知を結集して、独自の商品を創造し社会に貢献する事により、心の豊かさと、物の豊かさを達成しよう」を経営理念に掲げております。

時流の変化に対応した新しい機械の開発に注力し、オンリーワンの開発機械を、業界のナンバーワン機械に押し上げることを経営戦略としております。

経営計画につきましては、受注確保から売上計上まで安定して行えるよう日々努力しておりますが、当社の主力である合板機械事業での大型機械は全て受注生産であることから、受注から売上に至るまでには長期間の納期が必要であることや、諸般の事情により機械が納入出来ないといった要因等もあり、精度の高い中長期の経営計画の策定が困難な状況であり、実施できるよう取り組んでおります。

【原則3－1－2. 情報開示の充実】

本報告書の1. 1「基本的な考え方」をご参照ください。

【原則3－1－3. 情報開示の充実】

本報告書の2. 1「取締役報酬関係」をご参照ください。

【原則3－1－4. 情報開示の充実】

本報告書の2. 2「業務執行、監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」をご参照ください。

【原則3－1－5. 情報開示の充実】

添付資料「取締役・監査等委員個々の選任に関する説明」をご参照ください。

【補充原則4－1－1. 取締役会の役割・責務(1)】

本報告書の2. 2「業務執行、監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」をご参照ください。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員3名のうち2名が社外取締役であり、取締役会等において適切な監督および意見を述べて頂いております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の独立性については、会社法及び東京証券取引所が定める基準等を考慮し判断致します。

また、社外取締役の選任については、業界への理解度があり、客観的かつ中立な立場からの監督及び助言が期待できる人物を候補者として選定しております。

【補充原則4－11－1. 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

取締役の選任に関しては、取締役会全体としての知識・経験・能力バランス及び多様性を考慮し、当社の経営に必要最低限の人員で構成されるよう十分議論し、最終的に取締役会にて決定しております。

【補充原則4－11－2. 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

取締役の他社上場企業との兼任状況はございません。

他社上場企業と兼任する場合には、合理的な範囲に留めて頂く事としております。

【補充原則4－14－2. 取締役のトレーニング】

取締役及び執行役員には、経営知識並びに業務に必要な知識、スキルを身に着けるため、必要に応じて外部機関などを利用して研修を行っております。

また、年1回以上、役員、執行役員及びチーフリーダーが参加する合宿研修を実施し、より高いリーダーシップと経営能力を培う研修を実施しております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社ではIR担当部署は設置しておりませんが、総務部長(総務部長不在の際は、総務部の中の担当者)が、開示又は対応可能な範囲において、株主からの問い合わせ等にお応えする体制を整備しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
木戸 修	1,350,000	9.00
太平製作所取引先持株会	1,308,000	8.72
太平製作所自社株投資会	1,082,728	7.22
SIArbitrageST投資事業有限責任組合無限責任組合員株式会社サステナブル・インベスター	523,000	3.49
株式会社名南製作所	387,500	2.58
内藤 幸男	350,459	2.34
株式会社三菱東京UFJ銀行	335,000	2.23
成田 光将	266,000	1.77
株式会社愛知銀行	250,000	1.67
株式会社名古屋銀行	250,000	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明更新

※上記「大株主の状況」に記載の株主名、所有株式数は2017年3月末現在のものを記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部、名古屋 第二部

決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
内藤 幸男	他の会社の出身者											
長谷川 秀典	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内藤 幸男	○	○	他の会社(株式会社名南製作所)の前取締役で現在は顧問を務めておりますが、当社との間に人的関係、資本的关系、または取引関係その他利害関係はありません。	同業他社で取締役の経験があり、豊富な経験と高い見識並びに海外展開の経験も豊富であり、当社にとって適切な意思決定及び受注や販売並びに経営の監督に活かしていただくことで、取締役会の機能を更に強化できるものと判断して選任しております。
長谷川 秀典	○	○	他の会社(株式会社名南製作所)の前取締役で現在は嘱託を務めておりますが、当社との間に人的関係、資本的关系、または取引関係その他利害関係はありません。	機械メーカーの経営に長年携わっており、長年の経験と幅広い見識を具備し、客観的かつ中立的な立場からの監査及び、当社の機械メーカーとしての物づくりに対する考え方についての意見をいただく事で、取締役会の機能を更に強化できるものと判断して選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助する専任の使用人はおりませんが、監査等委員会は内部監査室所属の使用人に対し、必要な事項を命令することができ、また、必要に応じて各部署の使用人が対応する体制が整っておりますので、補助使用人は選任しておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査の組織は、内部統制に係る体制の中に内部監査室があり、内部監査責任者1名を含む5名で構成されており、監査対象の業務においては長年の経験があり、専門知識を持つ者が担当しております。

監査等委員会は内部監査室および会計監査人と定期的に会合を持ち、内部監査室および会計監査人から監査の経過と結果について報告と説明を受け、意見や情報の交換を行っております。

会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任するとともに、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

特別な施策はありませんが、役員持株会を実施しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書においては、「役員報酬等」として、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

当社は役員等の報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役(監査等委員である取締役を除く)については取締役会に議案を提出し、審議の上承認決定をし、監査等委員については、監査等委員会において、監査等委員全員で協議をし、決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の職務を補助する専任の使用人はおりませんが、社外取締役は内部監査室所属の使用人に対し、必要な事項を命令することができ、また、必要に応じて各部署の使用人が対応する体制が整っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は定例取締役会を3カ月に1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を討議し、検討を重ね決定するとともに、業務の執行状況を監督しております。

各取締役はそれぞれ担当業務を持ち責任が明確化されており、さらには経営の意思決定の迅速化を図ると共に、業務執行機能を制度的に分離し、経営における意思決定の迅速化を図ると共に、業務執行の責任を明確化し、その体制を強化するため、執行役員制度を導入しております。これにより、機動的かつ戦略的な経営体制を構築し、企業価値の向上を図っております。

また、取締役に執行役員及びチーフリーダーを含めたメンバーで随時に幹部会を開催し、各業務の相互監視を行うことにより経営の公正性及び透明性を高め、経営上の諸問題を取り上げ迅速に対処するための経営判断を下しており、さらには、取締役会で決定された基本方針に基づき、業務計画の進捗状況の報告や課題等を抽出し諸施策を協議するとともに、毎月1回各部門のリーダーが集まるリーダー会において幹部会の内容を報告し、各部門に対応する問題を出し合って部門間の牽制・調整を行い問題解決にあたっております。また、業務の執行にあたっては、業務分掌規程等の社内規則に基づく責任と権限及び意思決定ルールにより、各取締役等の業務執行が適正かつ効率的に行われる体制となっております。取締役及び使用人は、決定の事項に加えて、当社及び当社グループの経営、営業に影響を及ぼす重大な事項について「コンプライアンス態勢規程」に基づき監査等委員会に報告する体制となっております。

取締役の指名につきましては、候補者の経歴、実績等を勘案のうえ、取締役会の決議を経て取締役選任議案として株主総会に上程いたします。執行役員の指名につきましては、候補者の経歴、実績等を勘案のうえ、取締役会にて決議しております。

報酬につきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員の報酬限度額は区別して株主総会で決議されており、個別の報酬額については、取締役(監査等委員である取締役を除く)は取締役会、監査等委員は監査等委員会で決定しております。

執行役員の報酬につきましては、取締役会で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査等委員会設置会社であります。

監査等委員会設置会社においては、取締役の業務の監査等を担う監査等委員会を社外取締役2名以上の監査等委員で構成する必要があるため、当社においても社外取締役2名を含む3名にて監査等委員会を構成しております。

監査等委員会が内部監査室と協力して監査等を行うことにより、取締役の監督機能を強化し、当社のコーポレートガバナンスの更なる充実、経営の健全化と透明性の向上が期待できると考えているため、本体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年3月期の招集通知の発送は平成29年6月8日、定時株主総会については早期開催に取り組むよう努めており、今年度は平成29年6月23日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信などのIR資料を、当社のホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、信頼性のある内部統制の基本的枠組みを整備することは企業の社会的責任であると考え、内部統制委員会及び内部監査室を中心に、全部門の協力の下、内部統制制度を定め運用しております。

当社の内部統制の全般的な組織と役割及び運用状況は以下の通りです。

＜委員長＞当社グループ全体の内部統制の重要性に対する意識を浸透させるとともに、制度構築・運用の総括的責任を担う。

＜委員会＞基本計画の決定、計画全体の進捗管理、指示及び運用等の本制度における意思決定機関としての役割を担う。

＜事務局＞委員会の運営を補佐し、会計監査人との協議の窓口となり、指摘された不備について改善状況の管理を行う。

＜各部門＞評価体制における各部門は、内部統制のリスク評価及び自己点検を実施し、内部監査室に報告する。

＜監査室＞内部監査室は、各部門が行ったリスク評価の結果を基に、内部監査マニュアルに則って内部監査を実施する。

これらの運用等により、内部監査及び監査法人による監査により指摘された不備は、事務局が委員会に報告し、各部門へ改善指示が出されます。また、改善指示を受け取った各部門は、不備を改善し、事務局に報告しております。事務局は各部門からの報告を基に、不備集計一覧表を作成し、委員および内部監査室の承認を受け、委員会にて改善状況を報告しております。

上記のとおり、内部統制の評価及び監査に関する基準の「内部統制の基本の枠組み」に基づき、整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては一切の関係を持たず、毅然とした態度を貫くことを基本的な考え方としております。なお、愛知県警及び所轄警察署等関連官庁や、外部専門機関との連携として、愛知県企業防衛対策協議会に登録のうえ、必要な情報を収集・交換し、反社会的勢力との取引等の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は激変する経営環境の中で、企業価値・株主価値を最大化するためには、当社を取り巻く環境を適時認識し、さまざまなリスクを適切に管理することが重要であると考えております。リスク管理専門部門は配置しておりませんが、総務部の中の3名が中心となり、各業務に対してリスク管理を行っております。また、コンプライアンスを含めた企業の社会的責任を果たすことが、経営上の重要課題であると認識しております。

内部統制システムにより、取締役の職務執行に関する情報・文書は適正に保存・管理をし、リスクの発生に際しては直ちに対策本部を設置し、迅速かつ適切に対処する体制をとっております。また、これらの事項についてはグループ全体に適用あるものとして検討、討議をし、子会社との情報交換、人事の交流を図り連携を確率しております。

当社は、監査等委員会職務の補助使用人は現在のところ設置しておりませんが、必要に応じて取締役からの独立性を確保した補助使用人を置くことといたします。また、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制として、監査等委員会が必要と認める場合において、弁護士・公認会計士などの外部専門家を含めた適切な体制をとることとしております。

その他詳細な内容につきましては、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」及び株主総会招集ご通知の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」に記載しております。

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下の通りです。

1. 会社情報の適時開示に関する方針

当社は、情報開示を重要な経営課題と認識しており、投資判断に影響を与える重要な会社情報については、金融商品取引法及び東京証券取引所の適時開示規則等に則り、公平かつ迅速に開示する方針であります。

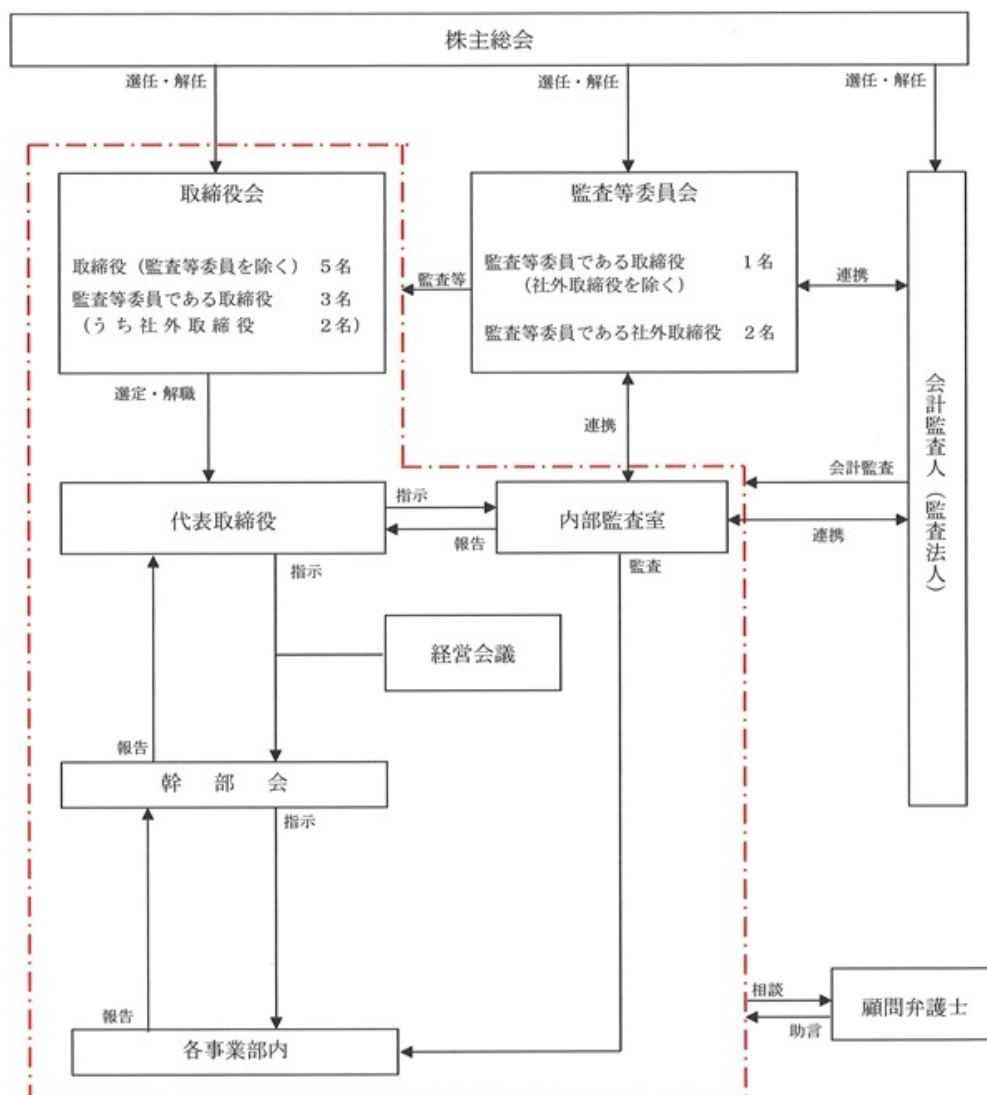
2. 適時開示の担当部署

当社は、適時開示について、総務部長を責任者として担当部署を総務部としております。

3. 適時開示に係る社内体制

会社の重要な意思決定については取締役会に集約されており、取締役会で決定された事項及び報告された発生事実については、総務部長を通じ総務部に情報が共有され、適時開示が必要な事項なのかを判断する体制としております。

また、緊急に開示すべき事実が発生した場合には、総務部長の判断により迅速に開示を行う事としております。



【取締役・監査等委員個々の選任に関する説明】

氏名	地位及び担当	選任理由
成田 光將	取締役会長	開発分野及び公共分野を中心として幅広く当社経営に携わり、経営に関する豊富な経験を有しております。代表取締役社長を8年にわたり業務執行し、平成25年より取締役会長となり、今後も当社経営を担うことが期待される為、選任しました。
齊藤 武	代表取締役社長	技術部門、総務部門の責任者を経て平成24年6月より執行役員として、平成28年6月より取締役として経営全般に携わっております。豊富な経験と幅広い知識を活かし、強いリーダーシップをもって当社の経営を担う事が期待される為、選任しました。
桂山 哲夫	取締役(総務部長)	金融分野及び法人分野における豊富な経験を有し、財務部門及び人事部門の職務を中心とした総務全般の実績を生かして当社経営を担うことが期待される為、選任しました。
篠原 利一	取締役(大阪事業部長)	技術分野、営業分野を中心として幅広く活躍しており、その視点で経営全般に携わり、特に木工機械事業部長として、その見識を十分に発揮してもらえる事が期待されるため、選任しました。
石黒 勝	取締役 (小牧事業部技術開発部長)	技術分野を中心として幅広く活躍しており、その視点で経営全般に携わり、特に合板機械の開発責任者として、その見識を十分に発揮してもらえる事が期待されるため、選任しました。
杉山 和美	監査等委員	幅広い視点と経験を活かした監査等委員としての業務執行に対する監査を通し、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立が期待されるため、選任しました。
内藤 幸男	監査等委員	豊富な経験と高い見識並びに海外展開の経験も豊富であり、当社にとって適切な意思決定及び受注や販売並びに経営の監督に活かしていただく事で、取締役会の機能を更に強化できるものと判断して選任しております。
長谷川 秀典	監査等委員	機械メーカーの経営に長年携わっており、長年の経験と幅広い見識を具備し、客観的かつ中立的な立場からの監査及び、当社の機械メーカーとしての物づくりに対する考え方についての助言を期待して選任しております。